

入札心得書

- 1 この心得書は、豊橋市が実施する一般競争入札による市有地の売却に参加しようとする者が守らなければならない事項を定めるものとします。
- 2 入札参加者は、入札に関し市の担当者の指示に従ってください。
- 3 入札に参加するためには、事前の申込みが必要です。入札参加希望者は、入札案内書及び公告で指定された入札参加申込の受付期間内に指定された場所へ「一般競争入札参加申込書」に必要書類を添え、持参又は郵送（特定記録郵便に限る）により、入札参加申込をしてください。なお、市が発行した一般競争入札参加申込受付証を入札日にご持参ください。
代理人による入札は、委任状を持参し提出してください。（身分証明書要）
- 4 入札保証金の納付及び還付について
 - (1) 入札参加者は、入札日の受付時に、入札保証金として売却物件ごとに所定の金額を入札案内書に記載された方法により、納付してください。
 - (2) 落札者が納付した入札保証金は、契約締結後に還付します。なお、契約保証金に充当することもできます。
 - (3) 落札者以外の方が納付した入札保証金は、入札終了後に還付します。
- 5 入札に参加することができる者は、3により入札参加申込のうえ、入札日に受付手続きを完了した者としてします。
- 6 入札書の記載等について
 - (1) 入札者は、指定の入札書に必要な事項を記載し、記名（法人にあつては名称及び代表者名）のうえ提出してください。代理人にあつては、住所・氏名を記入してください。法人の場合、代表取締役以外の入札は全て代理人となります。
 - (2) 提出済みの入札書は、いかなる理由があつても、書き換え、引き換え又は撤回することはできません。
- 7 入札者は、入札に際し、入札案内書、物件調書、売買契約書（案）、現地状況、入札物件の法令上の規制等のすべてを承知して入札するものとします。
- 8 入札参加者が談合その他不正、不当な行為をなし、入札の公正な執行を妨げるおそれがあると認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札執行を延期若しくは中止することがあります。
- 9 その他
入札案内書及びこの入札心得書に定めのない事項については、地方自治法、同法施行令、その他関連法令等の定めるところによります。